

第5章 国有財産の監査

前章では、庁舎・宿舎等の行政財産に焦点を当てて解説してきました。本章では、こうした行政財産等を対象とした「国有財産の監査」について解説します。

第1章で説明した通り、行政財産は各省各庁によって管理されています。財務大臣が管理状況や使用状況にムダや非効率がないかを調査し、改善を求めるのが「国有財産の監査」です。

この「国有財産の監査」は、財務大臣の能動的な活動として、「国有財産の総合調整事務」において重要な役割を果たします。

監査により把握したムダ・非効率の改善に向けての取組みについては、継続的にフォローアップを行い、未利用地の創出や民間ビル等の借受の解消をすることにより財政貢献を果たしていきます。また、こうした一連の活動によって、「国民共有の財産」である国有財産が適正かつ効率的に管理されることを確保していきます。

① 監査の概要 では、監査事務がどのような流れで行われるのかを解説し、さらに、令和4年度に行われた監査結果を解説します。

② 監査の事例 では、具体的な事例を用いて、監査の視点や効果について解説します。

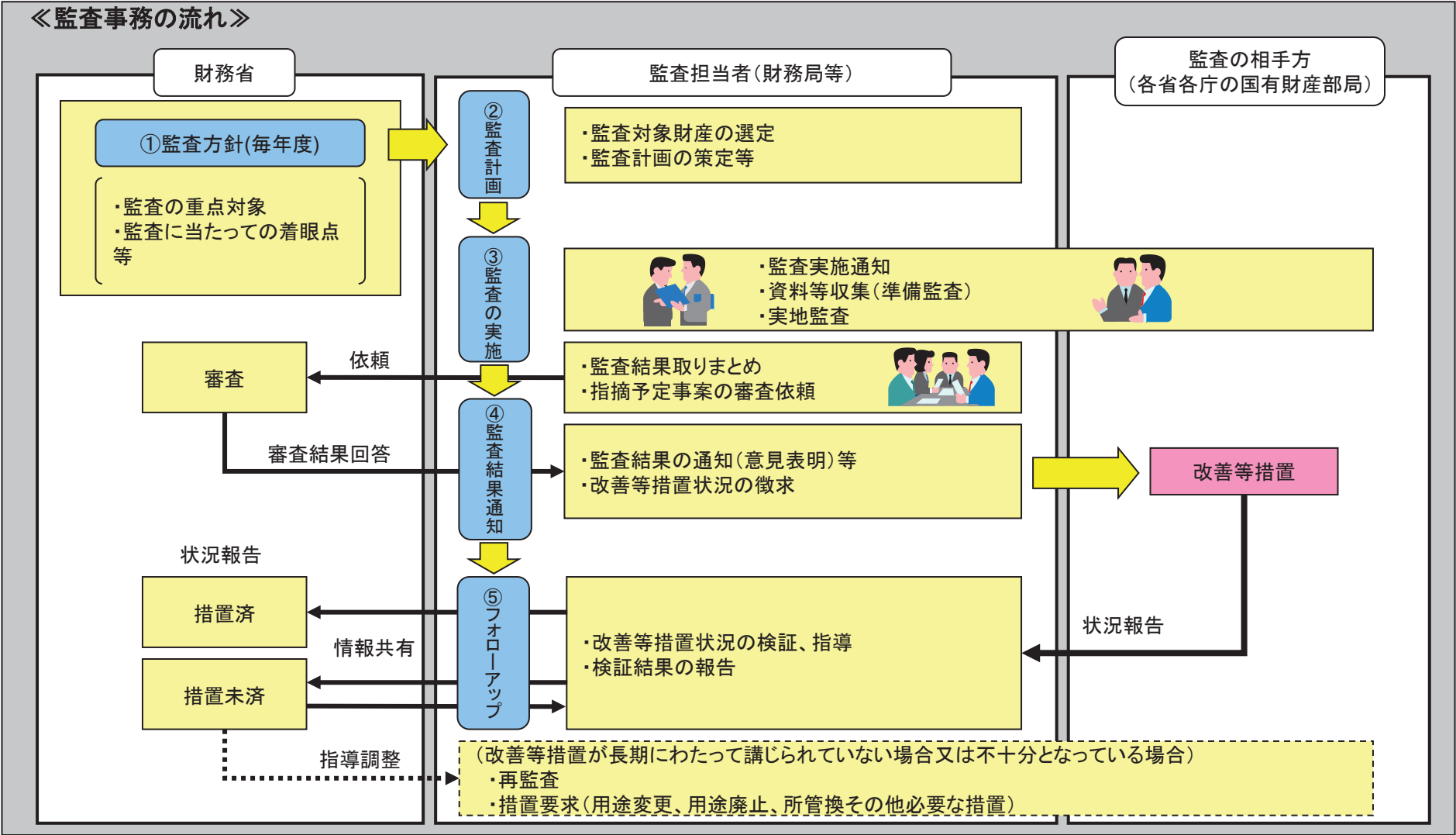
資料ガイド

- ① 監査の概要 資料01～02
- ② 監査の事例 資料03～04

01 国有財産の監査

① 監査の概要

- 財務省は、国有財産を総括する立場から、国有財産の適正な管理及び有効活用の促進を図るため、各省各庁に対し、国有財産の管理状況や使用状況等の監査を実施しています。
- 監査の実施に当たっては、財務省において、毎年度、統一的な監査方針を定め、これを受けて、財務局等において、管轄区域内の財産の状況等に応じた監査計画を策定の上、監査を実施しています。



国有財産の監査については、平成23年度以降、国有財産の監査の充実・強化を図ることとし、従来の書面を中心とした監査から現地における深度ある監査へと運用を改めました。

令和4年度における監査結果

財務省において、毎年度、重点的に監査対象とすべき財産を定めており、令和4年度においては、①未利用地の洗出しや余剰スペースの創出の観点から、「一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態」及び、②未利用地等の有効活用を促進する観点から、「各省各庁所管の普通財産」の現地監査を重点的に実施しました。

《監査結果の概要》

全国11の財務局等において、436件の監査を実施し、74件(17.0%)について問題点を指摘しました。

＜重点対象に係る監査結果＞

○庁舎等の使用実態について、有効活用等を求めたもの。

→実施件数 357件に対し、指摘件数 68件

○各省各庁所管の普通財産について、財産管理の適正化を求めたもの。

→実施件数 46件に対し、指摘件数1件

指摘対象財産



津波による
想定浸水
は高さ6.0m
(2階床上
40cm)

① 釧路地方合同庁舎

土地: 13,845㎡
建物: 延25,351㎡、H12築SRC9階建
釧路財務事務所、釧路開発建設部等が入居



津波による
想定浸水
は高さ10m
(庁舎は完
全に水没)

② 釧路港湾事務所(西港)

土地: 51,062㎡
建物: 延2,129㎡、S46築RC2階建

監査指摘の概要

釧路地方合同庁舎は、電気機械設備等が1階に設置されているため、津波被害発生時に庁舎機能を維持できないおそれがあること、庁舎全体で約560㎡の余剰スペースがあることを確認。



基準水位よりも上階の余剰スペースを活用し、津波被害発生時に必要な庁舎機能を確保するとともに、釧路港湾事務所(西港)を移転受入するよう指摘。

《庁舎の非効率使用の改善及び用途廃止を求めた事例》

平成26年度監査指摘の概要

- 指摘対象：茨木区検察庁
(大阪府茨木市、土地：1,237㎡、建物：延470㎡)
- 指摘概要
非常駐庁舎であり、非効率な使用となっていることから、近隣に所在し入居可能なスペースが確保された大阪地方法務局北大阪支局へ移転入居し、本財産は用途廃止。



是正状況

- 令和2年3月に近畿財務局へ引継
- 令和5年3月に約2.7億円で売却
(茨木市に保育所用途で売却)

